

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y1	要求水準書	4	第1	4	(2)	用語の使用方法	文章内の「本施設」は、「本施設等」と読み替えるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書において「本施設」及び「本施設等」は次のとおり定義されています。 ①「本施設」とは、本事業において整備する川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等を言い、本事業で整備する外構部分は含まない。 ②「本施設等」とは、本事業区域内に整備する外構部分を含めた諸施設のことをさす。 ご質問の箇所を含め、要求水準書にて読み替えの必要がある箇所一覧を付属資料1にてご提示します。
Y2	要求水準書	6	第1	6	(3)	整備エリア	本事業区域2.1haの設定について、敷地南側の道路沿いに本事業区域外のエリアが生じても宜しいでしょうか。	本事業区域及び敷地境界線の設定を任意としていることは、基本計画図の考え方を踏まえた上で、建築物に係る形状等の計画の自由度を広げることが主旨です。そのため、芝生広場の面積を確保すること等は、任意の設定を認める上での必要条件となります。 その主旨からも敷地南側や東側に飛び地のような形で本事業区域外のエリアが生じることは管理が煩雑になるなど、想定していませんが、要求水準の未達ではありません。 なお、本施設等については、指定管理者制度にする予定ですので、計画上、ご質問のような場合になった場合は、「園路により区分される等、外形的に区分されて市との管理区分を明確にすること」ができるよう計画して頂く必要があります。
Y3	要求水準書	6	第1	6	(3)	整備エリア	事業認可区域2.6ha内における本PFI事業2.1haの区域外エリアは、緊急時の車両通行・災害物資の搬出入等に使用可能と考えて良いでしょうか。	2.1haの中で確保してください。
Y4	要求水準書	10	第2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	温水プールの想定面積1,500㎡～2,000㎡程度には、プール機械室を含むと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y5	要求水準書	11	第1	2		敷地概要	・本事業区域：1期事業認可区域約2.6haのうち2.1ha以内 ・確認申請上の敷地境界線を1期事業認可区域と本事業区域の間の区域にて任意に設定することを認める。 上記のような記載で事業者判断が求められていますが、 ①本事業区域の境界線を事業者提案とする意図、また本事業区域とは別に確認申請上の敷地境界線を設定する意図について、可能な範囲で具体的にご教示ください。 ②仮に確認申請上の敷地境界線を設定し、その部分の面積が2.3haであった場合、2.3-2.1=0.2haは市様の整備範囲となると思われますが、本施設の引き渡しスケジュールに合わせて、完了検査時に間に合うよう整備して頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	①については、本施設の計画をする上で特別高圧送電線下の建築制限や日影規制等による計画の制限を緩和するために本事業区域と敷地境界線とを別に設定することができるとしてしています。 ②については、敷地境界線と本事業区域間のエリアは、市の整備エリアとなりますが、整備時期については未定です。

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y6	別添資料1 要求水準書	11	第2	2	表2	敷地概要の本事業区域 2. 1ha以内の任意の設定（※表記部分）	1期事業認可区域（別紙1の2. 6ha着色区域）内であれば、 2. 1haの本事業区域の設定は、最大接道長さ9. 72m（交差点部分）を含めていれば、事業者の線引きした提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	Y2の回答をご参照ください。 ただし、区域分割することは認めません。また、複雑な形状の区域設定にすることは、将来の維持管理等が煩雑になることから市にとってデメリットがあると考えますので、そのことを踏まえてご提案願います。 事業区域外となった場所の整備、管理については、市の裁量において実施することをご理解ください。
Y7	別添資料1 要求水準書	12	第2	2	表3	形状及びレベル	「敷地の基本となるレベルがTP16.0～16.5の範囲」とありますが、建設残土の発生抑制の観点から施設的设计GLがTP16.5を超えても、施設及び公園利用に支障が無い計画の場合は可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
Y8	要求水準書	12	第2	2	(1)表3 形状及びレベル	形状及びレベル	「整備に当たっての基本となるレベルは、TP16.0～TP16.5の範囲内とすること。」とありますが、防災観点より造成レベルを指定値より上げることは可能でしょうか。	Y7の回答をご参照ください。
Y9	要求水準書	12	第2	2	(1)表3 形状及びレベル	形状及びレベル	今回区域内の造成地盤のレベルについては、事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	Y7の回答をご参照ください。
Y10	別添資料1 要求水準書	13	第2	2	表3	周辺水路	本事業区域外のライフライン（余熱利用高温水配管・汚水圧送管等）の水路横断位置と横断方式（架空又は水路下地中ボックスカルバート等）に条件等がありましたら提示願います。	高温水配管・汚水圧送管の水路の横断方式は、高温水配管については、既に水路上に水路横断用のボックスカルバートが設置されています。（付属資料2参照） 汚水圧送管については、資源化センターとの通路及び水路の下の地中を通すことなど考えられます。詳細な条件は計画内容により河川管理者と協議してください。
Y11	別添資料1 要求水準書	13	第2	2	表3敷地の形状とその整備について 周辺水路	敷地の形状とその整備について 周辺水路	貴市にて整備する周辺水路の工事スケジュールをお示しいただけないでしょうか。	付属資料3をご参照ください。
Y12	要求水準書	14	第2	2	表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道（汚水）	周辺インフラ状況とその整備について 下水道（汚水）	資源化センター内に設置されている汚水貯留槽（「別紙3平面図」参照）へポンプ圧送することとありますが、「別紙4 水路設計図」より、本事業認可区域内と資源化センター敷地の間が、水路により分断されているように見受けられます。ご計画の内容等ございましたら、ご教示ください。	要求水準書別紙4の設計図に基づき水路整備を実施しています。 また、水路横断等に関しては、Y10の回答をご参照ください。
Y13	要求水準書	15	第2	2	表4 周辺インフラ状況とその整備について （余熱）	周辺インフラ状況とその整備について （余熱）	「別紙4 水路設計図」において、高温水配管と記載されている部分に、配管トレンチと見受けられる記載がございますが、構造形状等ご教示ください。	付属資料2をご参照ください。
Y14	要求水準書	15	第2	2	表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水（雨水）	周辺インフラ状況とその整備について 下水（雨水）	「・・・暫定調整池へ導水する。」とあります。配管レベルの制限等が記載のないため、暫定調整池は、十分に深さを持っていると理解しておりますが、暫定調整池の上水位レベル等の資料がございましたら、ご教示ください。	暫定調整池のHWについてはTP14.6で整備されています。

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y15	要求水準書	20	第2	3	(1)	表5 安全性 防災性 対火災	耐火については、防災備蓄庫のみがⅡ類とありますが、防災備蓄庫周りの外壁のみを耐火建築物と同等の性能とすると考えればよろしいでしょうか。	建築基準法の規定以外の要求として、防災備蓄庫は耐火建築物の外壁と同等とし、耐火建築物の主要構造部と同等の床・壁により防火区画することを求めています。 なお、その他の部分については、提案内容により各種法令等に基づき適切にご計画ください。
Y16	要求水準書	20	第2	3	(1)	表5 安全性 防災性 対火災	「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」にて庁舎については耐火建築物とする。また、分類Ⅰ、Ⅱ又はⅢの室などを有する施設は耐火建築物とする。とありますが、今回は庁舎ではないため、準耐火建築物としてもよいと考えてよろしいでしょうか。	Y15の回答をご参照ください。
Y17	要求水準書	20	第2	3	(1)	表5 安全性 防災性 対火災	「川越地区消防組合等との協議により上記分類で要求する以上の性能を求められる場合は、その指導内容に沿って計画すること。」とありますが、内容によってはかなりの設計変更も想定されます。その際発生する費用は貴市にて負担していただけるの理解で宜しいでしょうか。又設計・工事期間の延長に伴う諸費用を市の負担と考えて宜しいでしょうか。	市側の費用負担並びに設計・工事期間の延長は考えていません。 川越地区消防組合火災予防条例の規定並びに川越地区消防組合の防火対象物の考え方、それによる必要な消防設備等の概要は提案段階でも確認可能なものだと考えていますので、川越地区消防組合の指導によって多大な費用が発生する設計変更や設計・工事期間の延長は無いものと考えています。
Y18	要求水準書	20	第2	3	(1)	表5 施設計画の要求水準 (対火災)	川越地区消防組合等との協議により上記分類で要求する以上の性能を求められる場合は、その指導内容に沿って計画すること、とありますが、指導内容によって生じた合理的な増加費用に関しては、別途調整して頂けると考えて宜しいでしょうか。	Y17の回答をご参照ください。
Y19	要求水準書	21	第2	3	(1)	表5 施設計画の要求水準 (機能維持性)	「災害時に活動支援室に設置される設備機器」について、市の災害対策本部等により設置がなされるものとの理解で宜しいでしょうか。また、設備機器の具体的な名称と、重量、必要換気量等の代表的な仕様をご教示ください。	「災害時に活動支援室に設置される設備機器」は、「災害時に防災施設として稼働させるのに必要な設備機器」へ修正します。
Y20	要求水準書	21	第2	3	(1)	表5 施設計画の要求水準 (機能維持性)	「災害時に活動支援室となる設備関係諸室」について具体的な室名を御教示ください。	災害時に防災施設として稼働させるのに必要な自家発電設備や耐震性貯水槽等設備機器を設置している室が対象となります。具体的な室名は電気室、機械室、受水槽室等になりますが、提案により適宜ご判断願います。
Y21	要求水準書	21	第2	3	(1)	表5 施設計画の要求水準 (機能維持性)	「防災備蓄庫は災害時においても、電力供給、通信・情報の機能が維持されていること」とありますが、機能維持の必要な継続時間については事業者提案として宜しいでしょうか。	防災施設計画で非常用電源設備の連続運転時間72時間以上と明記していますので、72時間以上を基準として下さい。
Y22	要求水準書	21	第2	3	(1)	表5 施設計画の要求水準 (防犯性)	「官庁施設の基本的性能基準」の平成18年版に記載が見当たらない防犯性Ⅱ類、防犯性Ⅲ類につきまして具体的に御教示ください。	p.16に「官庁施設の防犯に関する基準（平成21年6月1日 国営設第27号）」を基準とすることが明記されています。 建物全体で防犯性Ⅱ類へ変更します。ただし、同基準の解説は明示されていないので、犯罪の防止及び抑止について事業者の提案をお願いします。
Y23	要求水準書	23	第2	3	(1)	表5 機能性 室内環境性 音環境	会議室内の可動間仕切りについて、遮音性能値をdB値表示にてご指示ください（メーカー値はdB値表示です）。	dB値の設定にはメーカーにより若干差異があると思いますが、会議室仕様（遮音タイプ）となっているものを想定しているとお考えください。

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y24	要求水準書	24	第2	3	(1)	表5 施設計画の要求水準（光環境）	「競技時のグレアに注意する」とありますが、ここでの「競技」の規定はアリーナについて規定しているものとし、プールについては「表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 温水プール」の事項によるものと解釈して宜しいでしょうか。	ここでいう「競技」はアリーナを想定してありますが、プールほかの施設についてもグレア対策への配慮をお願いするものです。プールについては反射グレアへの対策を重要なものとして捉えています。
Y25	要求水準書	26	第2	3	(1)	表5 施設計画の要求水準（情報化対応性）	「官庁施設の基本的性能基準を適用するのが適当でない」と判断される室等」とは具体的に、情報化対応性の項目に対する室としては、「表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項」の各室のうち会議室、防災備蓄庫、管理施設の事務室、の3室を除く全ての室であると考えて宜しいでしょうか。	事務作業を主とする室が適用範囲だとお考え下さい。運営面等から情報端末機の設置の提案がある場合がありますので、提案内容により適宜ご判断下さい。
Y26	要求水準書	29	第2	3	(2)	全体計画（基本計画図の微修正）	提案が公園とのつながり、統一性を確認するための、基本計画図の微修正や整合を図る必要がある計画についての提案は、「落札者決定基準」におけるp9の2-（2）機能性及び快適性にて評価されるものと思慮します。その際「つながり・統一性」「整合性」が図れていることが評価基準であり、計画を修正する範囲の大きさは問わないと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
Y27	要求水準書	31	第2	3	(3)	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項（共通事項）	P28の全体計画では、 ・将来整備される公園との整合を図るため、セキュリティへの十分な配慮を行うことを前提に本施設を通り抜けできる動線を確保すること、とあり 本ページでは ・公園利用者の動線については、なぐわし公園のエントランスに位置する施設としてエントランス広場から芝生広場に通り抜けできる動線を確保することとあります。 また、要求水準書（案）等質疑回答Y66にて半屋外空間も可能である旨の記載あります。 ①屋内空間も可能と考えて宜しいでしょうか。 ②本施設利用者、と、通り抜け目的の公園利用者の動線はセキュリティが配慮されていれば、当該部分で混在することも可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y28	要求水準書	38	第2	3	(3)	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項（多目的ホール）	「各種スポーツイベント、教室等、小規模な集会等、多目的な利用」とありますが、市様の方で想定されているものがあればご教示ください。	主たる用途としては体育室で設定しています。不可価値として各種多目的利用が可能な施設を要求するものです。現在、多目的利用で想定しているものは地元自治会等による集会ですが、各種法令等を勘案した中で、体育室として想定できるものをご提案ください。
Y29	別添資料1 要求水準書	39	第2	3	(3)	表6 アリーナ部の空調	「換気だけでなく空調を施すこと」及び「71ページ表13室内設備の多目的ホールの空調要求」とはアリーナ空間に冷房と暖房の空調換気機能を整備する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y30	要求水準書	42	第2	3	(3)	表6 温浴施設（脱衣所）	脱衣所に便所を設置とありますが、脱衣所に隣接した更衣室に便所を設けることでよろしいですか。	脱衣所はあくまで浴室施設に付属する室で、更衣室とは別であるとの認識です。ただし、脱衣所と更衣室を一体的に計画し、利用者の利便性にも配慮された提案となっている場合はご理解のとおりです。

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y31	別添資料1 要求水準書	44	第2	3	(3)	表6 防災備蓄庫の空調	「71ページ表13室内設備の防災備蓄庫の空調要求」と「災害応急対策活動時に執務室として機能させること」とは災害時にライフラインが停止した間は非常用電源関係以外の空調機能等は止まるとの理解でよろしいでしょうか。	災害時には、防災備蓄庫は防災施設としての活動の拠点と考えていますので空調機能の確保をお願いします。その他提案内容に応じて、災害時における施設の機能及び環境の維持のために空調換気が必要と考えられる箇所についても配慮してください。
Y32	要求水準書、要求水準書(案)等質疑回答No.152	44	第2	3	(3)	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項	要求水準書(案)等 質疑回答No.152にてLANの機器及び配線は本事業に含まれる、との内容ですが、業務要求水準書P.44「表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 防災備蓄庫」については別途工事と考えて宜しいでしょうか。	防災備蓄庫のLANはその他の室のLANとは別回線とし、本事業で設置して下さい。 「要求水準書(案)等 質疑回答No.152」の回答のとおり、LANの機器及び配線は本事業に含まれることとし、情報端末機を使用する室はLANの設置を想定していますが、防災備蓄庫以外の施設へのLANの設置はご提案願います。 表9の電話設備の「LANが導入可能なように…追加工事が容易にできるように配慮する。」までの表記は削除します。
Y33	要求水準書	44	第2	3	(3)	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項	「防災倉庫にはパソコンを5台使用できる弱電設備、通信設備(LAN)を整備する」とありますが、P.62 22行目 表9 電気設備の要求事項 電話設備 にあるLANとは別と考えて宜しいでしょうか。	Y32の回答をご参照ください。
Y34	別添資料1 要求水準書	45	第2	3	(3)	表6 食堂の飲食の提供	事業者側の飲食の需要予測から、食事の提供をケータリングや弁当販売等の簡易なものに限定(厨房設備の簡素化)することは可能との理解でよろしいでしょうか。	飲食業務については、利用者の便益施設であるとともに、施設と相関してにぎわいの創出に寄与して頂きたいと考えています。 食堂は事業者が行う需要予測等に基づき規模、内容についてご提案して頂くものです。食堂の設置については要求事項ですので、弁当販売等のみにすることは要求水準の内容にそぐわないものと判断します。
Y35	要求水準書	48	第2	3	(3)	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項(共用施設/フロント)	「フロントの位置は、本施設の出入口付近としエントランスホールの一部で、全体的に見渡しの利く位置に設置すること。」とありますが、階設定については、事業者の提案によるかと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 管理上の問題、利用者の利便性等に配慮されていれば、階設定はご提案とします。
Y36	要求水準書	49	第2	3	(3)	表6 管理施設	湯沸室を「事務所内とは別に設置すること。」とは、事務所内から利用できる湯沸室を設置した上で、事務所外からも同一利用を可とすることの想定で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事務所の室内の1コーナーでなく、湯沸室として設け、事務所、会議室、控室等の管理諸室からの利用が可能なることを想定しています。
Y37	要求水準書	50	第2	3	(3)	表6 管理施設	電気室で「増設対応可能なスペースを設けること。」とありますが、どの程度の増設が明確な規模の指定をいただけませんか。	現時点で容量の増加が見込まれる予定のものはございませんが、将来、電気の必要容量の増加があった場合に対応可能な計画が望ましいと考えています。
Y38	別添資料1 要求水準書	51	第2	3	(4)	表7 エントランス広場の舗装	「アスファルト、コンクリート舗装でないこと」とはコンクリートの二次製品の平板またはインターロッキングブロックは使用可能との理解でよろしいですか。	ご質問についてはご理解のとおりです。 エントランス広場の舗装仕様等については、事業者でご提案下さい。公園及び本施設へのアプローチとなる場所ですので、舗装についてもデザイン的な配慮を求めます。



■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y39	要求水準書	51	第2	3	(4)	表7 外構計画の要求事項	「イベント用の電源を確保すること」とありますが、最大限想定される電気容量、電気方式、必要な電気回路数を御教示ください。	イベント用の照明、音響に必要な電気容量等の確保をお願いするものです。計画の内容によって、電気設備計画も適宜設定するものと考えていますので、市としてはご提案を求めているものです。
Y40	別添資料1 要求水準書	53	第2	3	(4)	園路等	市道0089号線をはさんだエリアとを接続する歩道橋は、提案によっては横断歩道などで対応することも可能と考えて宜しいでしょうか。	歩道橋については、第2期事業以降で設置する予定となっております。したがって、歩道橋の設置スペースの確保をお願いしています。
Y41	要求水準書	55	第2	3	(4)	表7 外構計画の要求事項	「ゴミ集積庫」は、運動施設と一体、別棟いずれの計画も可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y42	別添資料1 要求水準書	56	第2	3	(5)	表8 災害対応トイレ	「災害対応トイレを10基以上設置」とは仮設のマンホールトイレ等と判断した場合は、施設備品で事業者が調達し、市管理の災害物資備蓄庫に収納保管する事は可能との理解でよろしいでしょうか。	防災施設として機能するために、要求水準書で求めている災害対応トイレ等ご提案いただく範囲のものについては、備品も併せて事業者で整備、調達をお願いします。災害対応の備品管理については、災害対応トイレ等の備品も含めて、防災備蓄庫に収納保管することは可能です。
Y43	別添資料1 要求水準書	56	第2	3	(5)	表8 非常用照明設備	「必要な個所に独立照明を設置し」の必要な個所とは建物の内外の何処を示していますか。また移動式発電機と投光機を施設備品で事業者が調達し、市管理の災害物資備蓄庫に収納保管する案は可能でしょうか。	表8「非常用照明設備」の内容は、施設外部においても夜間に行う災害復旧活動に支障のない照度の確保をお願いするものです。 「必要な個所に独立照明を設置し」という内容については、太陽光、風力等を使ったもので停電時でも機能が確保できるものを想定していますが、設置箇所及び仕様については提案をお願いします。 移動式発電機、投光機を施設備品として防災備蓄庫に収納保管することは考えておりません。
Y44	要求水準書	59	第2	3	(7)	ウ 基礎構造	「同一支持地盤で支持する基礎構造及び工法を採用すること」とありますが、基礎構造は、不同沈下に対する十分な検討および対策をとった場合、同一支持地盤でなくても宜しいでしょうか。	選択した基礎構造及び工法がボーリング調査の結果に基づいて妥当性を示す根拠が提示されていれば認めます。
Y45	要求水準書	61	2	3	(8)	表9 電気設備の要求事項	「高圧機器等に地球温暖化効果の大きいSF6ガス等を使用しないこと。」とありますが、機器性能上及び経済性の観点からSF6ガスを使用製品が優位である場合には使用しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
Y46	要求水準書	61	第2	3	(8)	表9 電気設備の要求事項	「引込みは、本線・予備線とすること。」とありますが、「官庁施設の総合耐震計画基準」によりますと、甲類につきましては本線・予備線の採用が望ましいとありますが、乙類については施設の個別条件により採否を検討するものとあります。本施設の電力野確保につきましては甲類扱いとして本線予備線等の電力の多回線引き込みが必要であると考えれば宜しいでしょうか。	電力の確保における本線予備線供給による二重化は、要求水準書のとおりです。本施設は「官庁施設の総合耐震計画基準」における建築設備の耐震安全性確保の乙類にあたり、施設の個別条件により採否を検討するものについては、要求水準書で要求しているもの以外は、ご提案によるとお考えください。

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y47	要求水準書	62	2	3	(8)	表9 電気設備の要求事項 自家発電設備(非常用発電)	「…とともに、防災施設としての必要容量に加え、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置する。」とありますが、発電回路とする負荷については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版」 4. 4. 3電力の確保 表4. 10、表4. 11の乙類として考えて宜しいでしょうか。	乙類については宜しいです。本施設は避難所の位置付けはされておられません。 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の電力の確保のp.49の表4.10は事務庁舎の例ではありますが、基本的な考え方を踏襲しつつ、要求水準書を踏まえた上で、本施設に見合ったご提案をお願いします。
Y48	要求水準書	62	2	3	(8)	表9 電気設備の要求事項 電話設備	「LANが導入可能なように、幹線敷設用ケーブルラックを設置し追加工事が容易にできるように配慮する。」とありますが、ここでの「LAN」につきましては、本事業にて設置する電話交換機、電話機、および配線システムとの相関はないものと考えて宜しいでしょうか。	Y32の回答をご参照ください。
Y49	要求水準書	63	2	3	(8)	表9 電気設備の要求事項 テレビ共同受信設備	「UHF・FM・AM・BS・CSの各種テレビ・ラジオ」については受信の周波数帯の信号を館内共聴系に再放送する設備と考えて宜しいでしょうか。	各種テレビ・ラジオのチューナー設置箇所は要求水準書に記載しているとおりであり、仕様等につきましてはご提案を求めるものでございます。 テレビ・ラジオ放送のモニターやスピーカーへ配信については、個別チューナーにより個別設定ができることとしています。館内案内用の映像や放送の配信については1つのチューナーから各諸室のモニター及びスピーカーへ配信することを考えています。
Y50	別添資料1 要求水準書	64	第2	3	(5)	表9 太陽光・風力発電設備	「太陽光発電システム70KW以上」とありますが、風力発電と太陽光発電を併設した場合は、合計の最大発電量が70KW以上あれば可能との判断は可能でしょうか。	太陽光発電システム70KW以上としてください。風力発電の発電量は別とお考えください。
Y51	要求水準書	76	第2	4	(3)	(ウ) 安全対策	利用者の往来とありますが、ここでいう「利用者」とは何をさしているか教えてください。	工事現場の隣地及び周辺地域の使用者及び徒歩、車両等による周辺道路の通行者を指すとご理解ください。
Y52	要求水準書	78	第2	4	(4)	イ別工事との調整	本事業の工事期間中に、予定されている周辺工事がありましたら教えてください。	現在想定できる周辺等の工事は、水路工事及び歩道舗装工事、並びにガス管等の埋設工事等があります。また、なぐわし公園に係る工事につきましても可能性があります。
Y53	別添資料1 要求水準書	80	第2	4	(6)	ウ 開業準備等	「事業者は市と協議し、施設引渡に先立ち、本施設の維持管理及び運営に必要な人材を確保し、必要な開業準備を行う」とありますが、余熱の供給はいつから行われる想定でしょうか。	平成22年4月から資源化センター熱回収施設は稼働しますので、事業者と協議のうえ、余熱供給日時を設定することは可能であると考えます。
Y54	要求水準書	86	2	(1)	ウ	要求水準	建築物保守管理業務の要求水準にて「適正な性能～機能及び美観の維持～」とありますが、(9)の修繕更新業務において要求水準では「通常の使用に耐える状態を維持し～」とあります。事業期間終了時の美観の状態、色あせや塗装の剥れ、機能に支障の無い破損は修繕の対象外と考えてよろしいでしょうか？	ご指摘の建築物保守管理業務における美観の維持は業務範囲であり、事業終了時まで適切に管理をお願いするものです。 また、事業終了時の対応については、要求水準書及び事業者からの提案において示される本施設の機能・性能が保たれる状態まで回復させるに必要な補修、修繕及び更新をして頂くことを想定しており、美観についても集客施設としては重要な機能であると認識しています。ただし、性能面においては、事業期間を通じ適正な維持管理業務が実施されていることを前提に、運営にあたって実用上支障がない状態である限りにおいて経年劣化は問いません。具体的な方法については、ご提案によるものと考えています。

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y55	要求水準書	90	3	2	(6)	要求水準	職員の制服に指定若しくは推奨品はありますか、ご教授願います。	特にごさいません。利用者に不快感を与えず、かつ、利用者が職員と認識できるものとしてください。
Y56	別添資料1 要求水準書	90	第3	2	(6)	清掃業務_イ_イ) 屋内清掃業務の種類_a) 日常清掃	ゴミ等の処理とは、日常清掃としてゴミ集積庫への運搬までと理解して宜しいでしょうか。(ゴミ集積庫から最終処理場までの運搬は含まない)	日常清掃の範囲はご理解のとおりですが、分別、梱包が行われていることが前提です。事業系ゴミの収集については市では扱っておりませんので、民間ゴミ収集業者との契約等は事業者責任において行ってください。
Y57	別添資料1 要求水準書	91	第3	2	(6)	清掃業務_イ_ウ) 屋外清掃業務の種類_b) 特別清掃	屋内清掃の特別清掃も同様ですが、排水溝及びマンホール等の清掃等とは、どのような内容か具体的に示し頂けないでしょうか。	排水溝内の詰まりの原因となる可能性のあるゴミの除去、グリーストラップの清掃等を想定して規定したのですが、清掃業務については、施設や設備等に併せた業務計画を立案してください。具体的な仕様については、ご提案によるものと考えています。
Y58	別添資料1 要求水準書	94	第3	2	(8)	警備業務_(イ) 警備方法	営業時間外の鍵の受け渡し、保管及びその記録を行うこととありますが、機械警備等でシステム化することは可能でしょうか。	可能です。 「鍵の受け渡し、保管及びその記録」は有人警備の場合の記述としてご理解ください。
Y59	要求水準書	94	第3	2	(8)	(イ) 警備方法	「夜間に施錠する公園出入口の鍵の管理」とありますが、 ①公園出入口の鍵の管理は誰が行うのでしょうか。 ②何時から何時まで施錠するのでしょうか。 ③本施設が営業されていない場合も、開閉するのでしょうか。	①については、本事業区域内の公園出入口(事業期間内に2期以降事業が整備された場合も同じ)は事業期間内は事業者が管理します。 ②については、施錠時間は営業時間外を基本とします。ただし、第2期事業以降のエリアが供用された場合については、朝7時に開錠してください。 ③については、本施設の休館日についても②と同様に開閉してください。 なお、第2期以降事業の進捗状況、利用状況等を勘案し、別途協議する予定です。
Y60	要求水準書	95	第3	2	(11)	事業終了時の対応	「必要な対応」の範囲が明確になるように、具体的、客観的に記載していただけますでしょうか。	Y54の回答をご参照ください。
Y61	要求水準書	95	第3	2	11	事業終了時の対応	「事業者は、本事業終了の1年前までに、本書で定める本施設等の性能、機能を満たすに当たり補修、修繕、更新等の必要性を検討し、本事業終了までに必要な対応を行うこと。」とありますが、ここで言う補修、修繕、更新等は、要求水準書にて定められている範囲で行うとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書又は、事業者からのご提案を基に実施してください。
Y62	要求水準書	97	4	1	5	表17	資源化センターの定期点検時とありますが、資源化センターの定期点検の時期は決まっているのでしょうか?	資源化センター熱回収施設の定期点検については、要求水準書に示した9月下旬から10月上旬で予定していますが、詳細な日程は未確定です。
Y63	要求水準書	97	第4	1	(4)	施設の営業日数及び営業時間等	表17の「休館日」の箇所に、「バックアップの熱源設備を使用し、営業することができる。」とありますが、バックアップ設備の導入は要求水準ではなく、事業者の判断で提案すればよろしいでしょうか。また、バックアップ設備の有無は「落札者決定基準」には特段の記載はありませんが、審査においては加減点の対象となるのでしょうか。	バックアップ設備の導入は要求事項です。同資料の『第2・2・表4・余熱』をご参照ください。



■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y64	要求水準書	102	第4	1	(6)	料金について	「ウ光熱水費の負担」の中で、資源化センター事故等の緊急停止の際に、事業者がバックアップ施設を有していない場合（このような提案が許容されるという前提）には、施設を臨時的に休館することでよろしいでしょうか。	Y63の回答をご参照ください。
Y65	要求水準書	102	第4	1	(6)	料金について	「ウ光熱水費の負担」の中で、資源化センター事故等の緊急停止の際に、貴市にご負担いただく燃料費は「適切な費用」となっていますが、燃料費全額ではないのでしょうか。事業者のコントロール外の事象への対応のためですので、貴市にて燃料費全額をご負担いただくことをご検討いただけませんかでしょうか。	市との協議のうえ、事業者がバックアップ設備を使用し運営する場合、その燃料費は市が全額負担します。
Y66	要求水準書	111	4	2	(2)	施設管理業務(ウ) d) その他	「ゾリカ属菌に対しては、発生を未然に防止する」とありますが、仮に新清掃センターからの余熱(温水)の水質検査・温度管理についてどのような方法で実施されるのかご教示願います。	川越市資源化センターからの高温水については、資源化センターと本施設を循環し、本施設で熱交換等を行うため、熱交換器内での漏水等がない限り、高温水の水質が本施設の水質に影響が及ぶことはないと考えています。温度管理については、自動制御により設計温度となるように管理します。水質については、純水に防錆・脱酸素剤を注入して使用します。
Y67	要求水準書	121	第4	2	(6)	物品販売、飲食提供業務	「ウ備考」の箇所で、物品販売、飲食提供業務は「事業期間内は事業を継続すること」との記載がありますが、事業契約書第54条には同業務の一部又は全部の終了に関する規定がありません。事業契約に従っている限りにおいては、同業務を継続しなくても、要求水準違反にならない、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書にあるとおり、事業期間内は事業を継続することは要求事項です。事業契約書(案)第53条の規定は、市が業務の停止を命令したときのみ全部を終了させることができるものであり、事業者が自ら停止することを許容している内容ではありません。
Y68	要求水準書別紙8 備品リスト	2				○プール 検査器・救急用具	真空ガス検知器に関して、必須備品・提案備品のどちらにも○が付いておりませんが、どちらに該当する備品でしょうか。	必須備品です。
Y69	別紙10					完成時の提出書類	完成時に提出する書類の中に「完成図(工事完成図一式、CADも提出)」とありますが、これは「公共建築工事標準仕様書」の第1章に記載のある種類の最終図面と、施工図関係と捉えて宜しいでしょうか。異なる場合にはリストをご教示ください。	ご理解のとおりですが、公共建築工事標準仕様書の文中に表記のある「特記」にあたる箇所については、提案により求める図書が変わると理解しています。施工図については、実施設計図書に対応する図書は求めるものとお考えください。
Y70	別紙12 公共施設予約システムについて	1	②			公共施設予約システムの設置について	「施設等内の配線(LANケーブル・電源)の費用負担は事業者」とありますが、システムに追加で参入する為の負担金等は無いとの理解でよろしいでしょうか。	負担金はありません。
Y71	要求水準書(案)等 質疑回答No. 90					(表6 温水利用型健康運動施設設計書の要求事項)に対する質疑回答	「ステージの吊物」に対する参照先Y39の回答は不適切であると考えられますので内容を改めまして御教示ください。	ご指摘のとおりです。吊物の設置については提案によります。

■別添資料1 要求水準書

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y72	要求水準書(案) 等 質疑回答 No. 195					(警備方法)	夜間に本施設内への不審者棟の侵入を防止する趣旨でよいか、 という問いに対し「…本施設の建物内、建物の周囲、周辺の植 栽及び緑地に加え、駐車場、エントランス広場等も対象として ください。」とありますが、建物外部へは24時間人の出入が 自由であるため、不審者のみの侵入防止は完全には対応できな いものと推測されます。侵入防止ではなく、侵入監視と解釈し て宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。